

香美市協働推進計画の概要と策定スケジュール（案）

目 次

1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 策定体制.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の構成.....	4
5. 策定スケジュール.....	5

令和2年9月30日

1 計画策定の背景と目的

平成 12 年 4 月施行の地方分権一括法の施行により地方分権が進み、市町村は自主的なまちづくりが可能となる一方で、自己決定・自己責任によるまちづくりを求められるようになりました。また、人口減少や少子高齢化が進行するとともに、市民ニーズも多様化し、公平性や平等性を原則とする画一的な行政サービスのみでは、人口減少に起因する様々な課題や、多様化する市民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなっています。

これらのことから、本市が多様化、高度化する地域の課題に的確に対応しながら将来都市像の実現に向かうためには、より多くの市民と行政が協働し、その感性や経験をまちづくりに活かすことができる環境整備が必要です。具体的には、市の政策等の企画立案、実施及び評価に市民が関わる「参画」を促す取組や、市民と行政がそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完しながら共に行動する「協働」の取組が欠かせなくなっています。

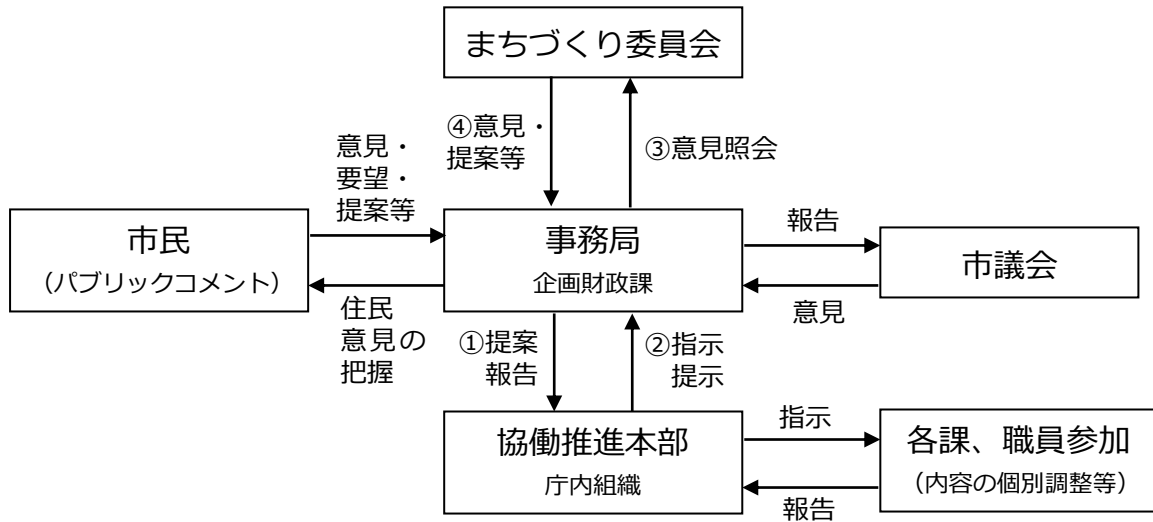
本市では、これまで市民と行政との協働の仕組みづくりに取り組んできており、平成 24 年に市民のまちづくりのための行動目標である「香美市民憲章」を制定、平成 26 年に市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として「香美市まちづくり委員会」を設置しました。続く平成 29 年 3 月に「第 2 次香美市振興計画」(H29～R8)を策定し、“みんなで共に進めるまちづくり”を基本理念として掲げ、令和元年 6 月には、まちづくり活動への市民の参画を促進し、住民自治の実現を図るため「香美市協働のまちづくり条例」を施行しました。

本市における市民と行政の協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって本市の将来都市像である「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市」の実現に資するため本計画を策定します。

2 策定体制

香美市協働推進計画の策定体制は以下のとおりです。香美市協働推進本部（庁内組織）において検討を進め、香美市まちづくり委員会からの意見を踏まえて市が策定していきます。

■ 計画の策定体制

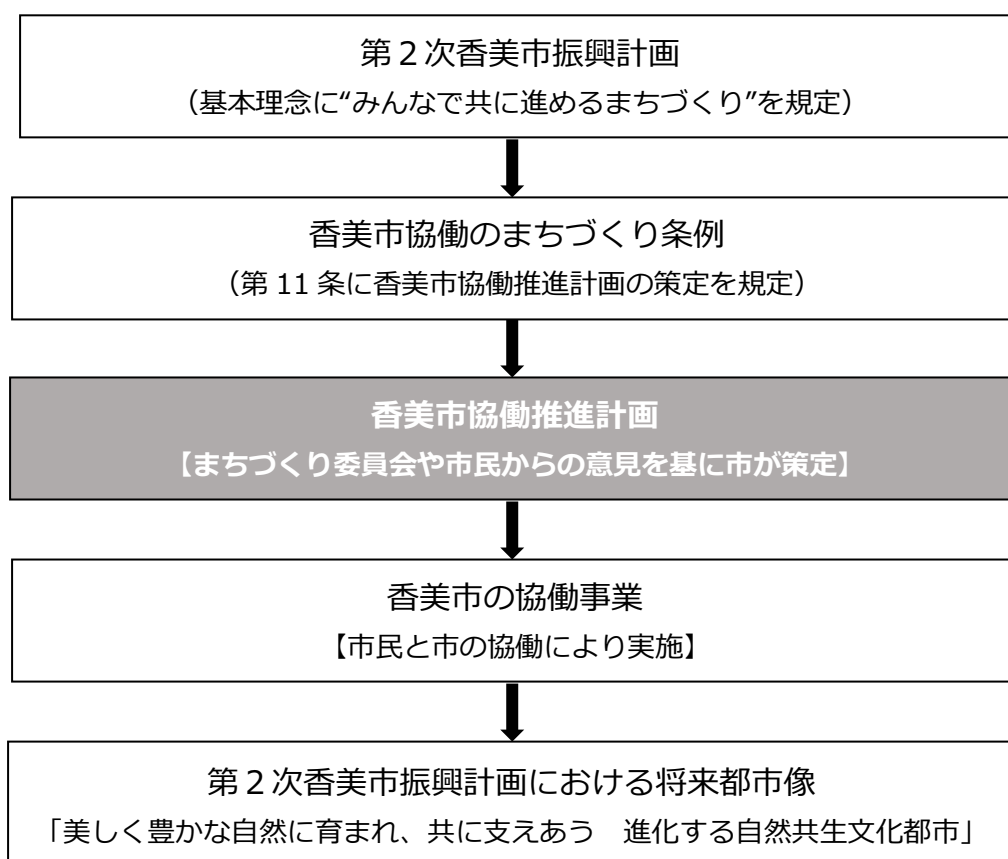


3 計画の位置づけ

本計画は、香美市における“協働のまちづくり”を総合的かつ計画的に推進するため、香美市協働のまちづくり条例（令和元年条例第13号）第11条の規定に基づき定めるものです。

また、香美市では、第2次香美市振興計画（H29～R8）において“みんなで共に進めるまちづくり”を基本理念として掲げており、当該計画における将来都市像である「美しく豊かな自然に生まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市」の実現に資するための計画として位置付けます。

■ 香美市協働推進計画の位置づけ



4 計画の構成

協働推進計画の構成は以下を想定しています。

1章 計画の概要	1. 計画の趣旨
	2. 計画策定の背景
	3. 計画の位置づけ
	4. 計画の期間
2章 用語の定義	
3章 参画・協働の基本姿勢	1. 参画の基本姿勢
	2. 協働の基本姿勢
4章 参画・協働により期待される効果	1. 参画に期待される効果
	2. 協働に期待される効果
5章 協働のまちづくりをめぐる現状と課題	1. 参画をめぐる現状と課題
	2. 協働をめぐる現状と課題
6章 協働のまちづくりに向けた基本方針	1. 参画に向けた基本方針
	2. 協働に向けた基本方針
7章 施策の展開	
8章 計画の推進	
9章 計画の検証・評価	
資料編	

5 香美市協働推進計画策定スケジュール（令和2年度）

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協働推進計画	情報整理、 骨子案の 検討・作成	骨子案の検討・作成			素案の検討・作成					引継ぎ
まちづくり委員会				第1回 		第2回 		第3回 		第4回 
協働推進本部				第1回 		第2回 		第3回 		第4回 
住民意向調査										素案が完成した時点でパブリックコメントを実施 

※各会議の開催時期については、今後の計画検討の進捗状況および新型コロナウイルスの感染拡大状況を勘案し、随時調整していきます。